知事部局 労働委員会事務局 収用委員会事務局

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(定義)			(定義)		
第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、そ		そ第	第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、そ		
れぞれ当該各号に定めるところに。	よる。	;	れぞれ当該各号に定めるところによる。		
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げ	げる職員の区分に従い、	司	(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同		
表の右欄に掲げる者又はその職務	务を代理する者をいう。		表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		
1 企画理事、会計管理者、	[略]		-	1 企画理事、会計管理者、	[略]
本庁の部長、出納局長、理				本庁の部長、秘書広報室長、	
事及び技監				出納局長、理事及び技監	
2 本庁の副部長、室長、担	部長		4	2 本庁の副部長、室長、担	部長、秘書広報室長又は
当技監、 <u>首席政策監</u> 、参事、				当技監、首席調査監、参事、	出納局長
技術参事、特命参事(室に				技術参事、特命参事(室に	
置かれる特命参事を除く。				置かれる特命参事を除く。	
) <u>、交通政策参事</u> 、総括課)、総括課長、 <u>調査監</u> 、報	
長、 <u>政策調査監</u> 、報道監、				道監、総務事務センター所	
総務事務センター所長、部				長 <u>、</u> 出納指導監、部付及び	
付及び局付				局付	
3 企画室、地域振興支援室、	[略]		;	B 企画室 <u>、総務室、総合防</u>	[略]
産業廃棄物不法投棄緊急特				災室、政策推進室、地域振	
別対策室、医師支援推進室、				興室、産業廃棄物不法投棄	
雇用対策・労働室、競馬改				緊急特別対策室、医師支援	
革推進室 <u>、総務室及び総合</u>				推進室、雇用対策・労働室	
<u>防災室</u> の職員(室長及び <u>交</u>				及び競馬改革推進室の職員	
<u>通政策参事</u> の担当区分にあ				(室長 <u>並びに政策監</u> 及び調	
る職員を除く。)				整監の担当区分にある職員	
				を除く。)	
4 本庁の職員で前3項に掲	首席政策監、交通政策参		4	4 本庁の職員で前3項に掲	首席調査監、総括課長、
げる職員以外のもの	事、出納局長、総括課長			げる職員以外のもの	調査監、報道監、総務事
	、 <u>政策調査監</u> 、報道監 <u>又</u>				務センター所長 <u>、政策監</u>
	は総務事務センター所				、調整監又は出納指導監
	長				

5 広域振興局の部長、保健	[略]	5 県南広域振興局の部長、 [略]
福祉室長 <u>、林務室長</u> 及び特		保健福祉室長及び特命参事
命参事		並びに沿岸広域振興局及び
		県北広域振興局の地域振興
		センター、保健福祉環境セ
		ンター、農林振興センター、
		水産振興センター及び土木
		センターの所長(岩泉土木
		センター所長を除く。)及
		び室長
6 広域振興局の室の職員([略]	6 広域振興局の室の職員([略]
保健福祉室長 <u>及び</u> 林務室長		納税室長、課税室長、県税
<u></u>		室長、保健福祉室長及び農
		業振興室長、盛岡広域振興
		局農政部八幡平農業改良普
		及室長及び県南広域振興局
		の農業改良普及室長以外の
		農業改良普及室長、県南広
		域振興局農政部農村整備室
		長以外の農村整備室長、林
		務室長、管理用地室長、道
		路河川室長、建築住宅室長
		並びに普及サブセンター及
		<u>び林務出張所の職員</u> を除く
		7 広域振興局の地域振興セ 所長
		ンター、総務センター、県
		税センター、保健福祉環境
		センター、農林振興センタ
		一(普及サブセンター及び
		林務出張所を除く。)、農
		村整備センター、水産振興
		センター及び土木センター
		<u>(ダム建設事務所を除く。</u>
)の職員(前2項に掲げる
		職員を除く。)
		8 広域振興局の職員でダム ダム建設事務所長、普
		建設事務所、普及サブセンサブセンター所長又
		ター及び林務出張所の職員 林務出張所長
		<u>であるもの</u>

<u>項</u> に掲げる職員並びに局長 、保健福祉環境技監 <u>及び</u> 副 局長以外のもの	
8 広域振興局総合支局の局	総合支局長
長、保健福祉環境技監、部	40 H > 4 × 4 × 4 × 4
長、特命参事、税務室長、	
北上総合支局農林部農村整	
備室長及び一関総合支局農	
林部農村整備室長	
9 広域振興局総合支局の室	<u>室長</u>
の職員(普及サブセンター	
の職員並びに農業改良普及	
室長及び花巻総合支局農林	
部農村整備室長以外の室長	
<u>を除く。)</u>	
10 広域振興局総合支局の職	所長
員で県民センター、農林セ	
ンター、土木センター及び	
普及サブセンターの職員	
11 広域振興局総合支局の職	<u>部長</u>
<u>員で前3項に掲げる職員以</u>	
外のもの	
12 地方振興局の室の職員(<u>室長</u>
釜石地方振興局農林部農業	
改良普及室及び普及サブセ	
ンターの職員並びに盛岡地	
方振興局農政部八幡平農業	
改良普及室長以外の室長を	
除く。)	典林水窑细敷贮
13 農林水産調整監の担当区 分にある職員	農林水産調整監
<u>ガにめる戦員</u> 14 地方振興局の職員で岩手	所長
出張所、ダム建設事務所、	
山水川、ノム定以ず物川、	ı

項から前項までに掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、副局長、盛岡広域振興局及び県北広域振興局の部長並びに盛岡広域振興局及び県北広域振興局の部長並びに盛岡広域振興局及び県北広域振興局の農業改良普及室長及び農村整備室長並びに沿岸広域振興局の経営企画部県税室長以外のもの

10東京事務所の職員で所長部長及び部長以外のもの

普及サブセンター及び出先	
事務所の職員	
15 地方振興局の職員で前3	<u>部長</u>
項に掲げる職員並びに局長	
、保健福祉環境技監、部長、	
特命参事、税務室長、農業	
改良普及室長(盛岡地方振	
興局農政部八幡平農業改良	
普及室長を除く。)、農村	
整備室長及び農林水産調整	
監以外のもの	
16 [略]	[略]
17 [略]	[略]
18 [略]	[略]
19 [略]	[略]
20 [略]	[略]
21 [略]	[略]
22 中央農業改良普及センタ	[略]
ーの職員(<u>広域振興局総合</u>	
支局農業改良普及室兼務を	
命ぜられている職員及び軽	
米普及サブセンターの職員	
並びに所長及び副所長を除	
< ₀)	
23 [略]	[略]
24 東京事務所の職員で所長	<u>部長</u>
及び部長以外のもの	
25 [略]	[略]
26 [略]	[略]
27 [略]	[略]
28 [略]	[略]

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭 第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭 和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。)第2 条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を 受けようとするときは、職務専念義務免除申請書(様式第5 号)を所属長を経由して政策推進課、企画室、総務室若しく は出納局の管理課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長 又は収用委員会事務局長(以下「管理課長等」という。)に 提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定 めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿(様式第

[略]
[略]
[略]
[略]
[略]
[略]

(職務専念義務免除)

和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。)第2 条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を 受けようとするときは、職務専念義務免除申請書(様式第5 号)を所属長を経由して<u>秘書課、総務室、政策推進室</u>、企画 室若しくは出納局の管理課長、労働委員会事務局審査調整課 総括課長又は収用委員会事務局長(以下「管理課長等」とい う。) に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合 で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿

6号) に所要事項を記入して所属長の承認を受けることによ り(電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法 により)、職務専念義務免除申請書の提出を省略することが できる。

2 • 3 「略]

(当直の種類及び勤務時間)

第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、│第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、 次の表に掲げるとおりとする。

区分	本庁舎及び土曜日に執務を行	左欄に掲げる庁舎以
	<u>わない</u> 出先機関の <u>ある</u> 庁舎	外の庁舎
宿直	午後5時30分から (本庁舎に	<u>午後5時30分</u> (執務
	おいて休日(岩手県の休日に	が行われる土曜日に
	関する条例(平成元年岩手県	あっては、午後零時
	条例第1号)に規定する県の	30分)から翌日の午
	休日をいう。以下同じ。)以	前8時30分まで
	外の日にあっては、 <u>午後6時</u>	
	<u>から</u>) 翌日の午前8時30分ま	
	で	
日直	休日の午前8時30分から午後	休日(執務が行われ
	<u>5時30分</u> まで	る土曜日を除く。)
		の午前8時30分から
		午後5時30分まで及
		び宿直を置かない出
		先機関に限り執務が
		行われる土曜日の午
		後零時30分から午後
		<u>5時30分</u> まで

2 「略]

(文書及び物品の収受)

第25条 当直員(本庁に置かれる当直員を除く。)は当直勤務 | 第25条 当直員(本庁に置かれる当直員を除く。)は当直勤務 中に送達された文書及び物品を収受した場合においては、次 に定めるところにより処理しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 「略]

(5) 前各号の規定により保管した文書及び物品は、当直勤 務終了後、広域振興局にあっては総務部総務課長、広域振 興局総合支局にあっては地域支援部総務入札課長(行政セ ンター庁舎にあっては地域支援部県民センター所長)、地 方振興局にあっては企画総務部総務課長、出先機関にあっ ては関係機関の長にそれぞれ引き継ぐこと。ただし、当直 の引継ぎを次の当直員に対して行うときは、その者に引き

(様式第6号) に所要事項を記入して所属長の承認を受ける ことにより(電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定 める方法により)、職務専念義務免除申請書の提出を省略す ることができる。

2 • 3 「略]

(当直の種類及び勤務時間)

次の表に掲げるとおりとする。

区分	本庁舎及び土曜日に執務を行	左欄に掲げる庁舎以
凸刀	<u>う</u> 出先機関の <u>ない</u> 庁舎	外の庁舎
宿直	<u>午後5時15分</u> (本庁舎におい	午後5時15分(執務
	て休日(岩手県の休日に関す	が行われる土曜日に
	る条例(平成元年岩手県条例	あっては、午後零時
	第1号) に規定する県の休日	15分又は午後零時30
	をいう。以下同じ。) 以外の	分) から翌日の午前
	日にあっては、 <u>午後5時45分</u>	8時30分まで
) <u>から</u> 翌日の午前8時30分ま	
	で	
日直	休日の午前8時30分から <u>午後</u>	休日(執務が行われ
	<u>5時15分</u> まで	る土曜日を除く。)
		の午前8時30分から
		午後5時15分まで及
		び宿直を置かない出
		先機関に限り執務が
		行われる土曜日の <u>午</u>
		後零時15分又は午後
		零時30分から <u>午後5</u>
		時15分まで

「略]

(文書及び物品の収受)

中に送達された文書及び物品を収受した場合においては、次 に定めるところにより処理しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 「略]

(5) 前各号の規定により保管した文書及び物品は、当直勤 務終了後、広域振興局にあっては経営企画部総務課長又は 総務部総務課長(宮古地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎 及び二戸地区合同庁舎にあっては経営企画部地域振興セン ター総務課長、花巻地区合同庁舎及び一関地区合同庁舎に あっては総務部総務センター総務課長、奥州地区合同庁舎 江刺分庁舎にあっては農政部農村整備室管理用地課長、

継ぐこと。これらの場合において、書留等配布簿に記載した文書又は物品については、その到達を確認した上、引継ぎを受けた者から当該帳簿に受領印を徴して引き継ぐこと

上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千 厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎にあっては土木部土木セン ター管理課長又は管理用地課長)、出先機関(広域振興局 を除く。)にあっては関係機関の長にそれぞれ引き継ぐこ と。ただし、当直の引継ぎを次の当直員に対して行うとき は、その者に引き継ぐこと。これらの場合において、書留 等配布簿に記載した文書又は物品については、その到達を 確認した上、引継ぎを受けた者から当該帳簿に受領印を徴 して引き継ぐこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。